

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成30年1月30日

支出負担行為担当官

大阪法務局長 森木田邦裕

◎調達機関番号 013 ◎所在地番号 27

○第3号

1 調達内容

- (1) 品目分類番号 26
- (2) 購入等件名及び数量 平成30年度トナーカートリッジ及びインクカートリッジ等購入
- (3) 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (4) 納入期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- (5) 納入場所 入札説明書及び仕様書による。
- (6) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び特別地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成28・29・30年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」において、営業品目が「事務用品類」であり、A、B又はCの等級に格付けされ、近畿地域の競争参加資格を有する者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
〒540-8544 大阪府大阪府中央区谷町2-1-17 大阪第2法務合同庁舎 大阪法務局総務部会計課 中村 知貴 電話06-6

9 4 2 - 1 4 8 5

(2) 入札説明書の交付場所

大阪法務局総務部会計課 電話06-6942-1485

なお、入札説明書（PDFファイル）は電子メールで請求することができる。（請求者氏名、住所（法人の場合は法人名及び担当者名並びに所在）及び電話番号を電子メールに記載するとともに、電子メールの到達を電話で確認すること。）

請求先メールアドレス

t.nakamura.mh4@i.moj.go.jp

(3) 入札説明書の交付期間 平成30年1月30日（火）から平成30年3月22日（木）まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。受付時間は、9時00分から12時00分まで及び13時00分から17時15分まで。）

(4) 入札書の提出期限 平成30年3月22日（木）17時15分

(5) 開札の日時及び場所 平成30年3月23日（金）10時00分 大阪第2法務合同庁舎 大阪法務局3階第4会議室

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札者に要求される事項 入札説明書による。

(4) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法 予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無 無

(8) 詳細は入札説明書による。

5 Summary

(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: Kunihiro Morikita the Obligating officer Director of the Osaka Legal Affairs Bureau

(2) Classification of the products to be procured: 26

- (3) Nature and quantity of the products to be purchased: Toner Cartridge
- (4) Delivery period: From 1 April 2018 through 31 March 2019
- (5) Delivery place: Refer to the tender explanation.
- (6) Qualification for participating in the tendering procedures: Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall:
 - ① Not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget Auditing and Accounting: Furthermore minors Person under Conservatorship or Person under Assistance who have obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause.
 - ② Not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget Auditing and Accounting.
 - ③ Have Grade "A, B or C on Sale of Product" in the Kinki area in terms of the qualification for participating in tenders laid down by Ministry of Justice (Single qualification for every ministry and agency) for the purpose of procurement in the fiscal years of 2016, 2017 and 2018.
- (7) Time-limit for tender: 17:15 22 March 2018
- (8) Contact point for the notice: Tomoki Nakamura Procurement Section Accounting Division General Affairs Division, Osaka Legal Affairs Bureau, Osaka Second Legal Affairs Joint Government Bldg., 2-1-17 Tanimachi, Chuoku, Osaka City, Osaka 540-8544 Japan. TEL 06-6942-1485